

膨れあがつた「専守防衛」

政府は16日、国家安全保障戦略（NSC）ならびに安保3文書を改定した。岸田文雄首相は記者会見で「戦後日本の安全保障政策を大きく転換するものだ」と述べた。一方、「非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての日本の歩みは、今後とも不变だ」と語った。これほどの大転換で、専守防衛は堅持されるのだろうか。

安保の行方

3文書を読み解く

原点は安倍内閣の政策転換

NSCには首相が語った通り、「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはなるべく、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」と警かれている。

しかし、「専守防衛」の中身は膨れあがつている。最大の要因は、日本が敵の領域内を攻撃する「敵基地攻撃能力」（反撃能力）の保有だ。

NSCの3「武力行使の3要件」と基づくとしている。3要件とは、2014年の憲法解釈変更で可能になった集団的自衛権の行使も含まれる。つまり、日本だけではなく密接な関係がある国に対する攻撃への対処でも敵基地攻撃ができるところになる。

地政権能の保有によって「武力攻撃そのものを抑止する」としている。抑止とは敵に攻撃を思いどおりさせないことを意味する。そ

して、専守防衛は「自衛の範囲」との見解を示してきただけで、発射拠点などを攻撃でき、憲法上は「自衛の範囲」の適用するのか。

NSCの3「武力行使の3要件」と基づくとしている。3要件とは、2014年の憲法解釈変更で可能になった集団的自衛権の行使も含まれる。つまり、日本だけではなく密接な関係がある国に対する攻撃への対処でも敵基地攻撃ができるところになる。

世界中での惨禍を経て、国際協調により戦争をなくすという理念が流れ込んでいく。外交や軍縮に尽力し、防衛力は9条で保持を禁じぬ直す。そんな論議を国際的にみるには、敵基地攻撃に「着手」した段

戦後憲法には、近現代の世界中での惨禍を経て、国際協調により戦争をなくす「専守防衛」をお題目にせよ。専守防衛のばらだ。本来の専守防衛のはらだ。

戦後日本の防衛政策を大きく転換させる安保3文書が改定されました。その内容を読み解く企画を始めます。随時掲載します。

憲法の理念見つめ直す論議を

（編集委員・藤田直央）

ただでなく密接な関係がある国に対する攻撃への対処でも敵基地攻撃ができるところになる。外交や軍縮に尽力し、防衛力は9条で保持を禁じぬ直す。そんな論議を国際的にみるには、敵基地攻撃に「着手」した段

れだけの能力をもつていつては、より強い兵器への依存を生む。政府は米国の巡航ミサイル「トマホーク」など長射程のミサイルの導入を進めようとしている。

これほど「専守防衛」が膨脹したのはなぜなのか。それは、歴代最長の安倍晋三内閣が憲法との関係をなしここした安保政策転換の積み重ねと無縁ではないだろう。集団的自衛権の行使を具体化するため15年に成立し

た安保法制の審議で、安倍氏は根拠として1950年の砂川事件最高裁判決を挙げた。だが、日米安保条約の合意性が問われ高度の政治性を有するとして同法判断を避けた判決をそのまま読むことに今も異論は根強い。こうした流れの中に今回の安保3文書改定がある。

政府関係者は「憲法論議は安保法制で決着済み」と語る。実際、政府は今年に入り、国家安全保障戦略改定に向け有識者52人と非公開で意見交換したが、対象は元外務・防衛官僚、自衛隊の元将官、国際政治学者らで、憲法学者はいなかつた。憲法は安保政策の規範ではないのか。その意識が政府内で緩んでくる。